# 入院患者等寝具類賃貸借仕様書

1　定義

1-1　寝具類とは肌掛布団、タオルケット、ベッドパッド、枕、シーツ、肌掛包布、枕カバーをいう。

2　寝具類設置基準

2-1　１組（１日１床当たり）の設置基準は次のとおりとし、年間使用予定数は100,000組とする。

| 品　　目 | 数　量 |
|---|---|
| 肌掛布団　又は タオルケット | 1 |
| ベッドパッド | 1 |
| 枕 | 1 |
| シーツ | 1 |
| 肌掛包布 | 1 |
| 枕カバー | 1 |

3　寝具類設置数

3-1　寝具類の設置数は次のとおりとする。

| 品　　目 | 数　量 |
|---|---|
| 肌掛布団 | 450 |
| タオルケット | 450 |
| ベッドパッド | 450 |
| 枕 | 500 |
| シーツ | 1,200 |
| 肌掛包布 | 1,200 |
| 枕カバー | 1,200 |

※（4-1寝具の交換基準を勘案）

4　寝具類の交換等基準

4-1　寝具類の交換等基準は次のとおりとする。

| 品　　目 | 定期・臨時交換 |
|---|---|
| 肌掛布団 | 汚染及び退院の都度 |
| タオルケット | 汚染及び退院の都度 |
| ベッドパッド | 汚染及び退院の都度 |
| 枕 | 汚染及び退院の都度 |
| シーツ | １週間に１回及び汚染・退院の都度 |
| 肌掛包布 | １週間に１回及び汚染・退院の都度 |
| 枕カバー | １週間に１回及び汚染・退院の都度 |

4-2　交換した寝具類は平成５年２月15日付指第14号厚生省健康政策局指導課長通知「病院、診療所等の業務委託について」に定める衛生基準に従い適正に処理しなければならない。

4-3　寝具類の汚損、毀損の補修はその都度行うこと。

5　寝具類の規格・仕様

5-1　寝具類の規格・仕様は次のとおりとする。（同等品可とする。ただし、同等品で本件入札に参加する場合は、質問書提出期限までに資料、カタログを提示の上、当院担当者の承認を得ること。）

| 品　　目 | 規格(cm) | 仕　　様 |
|---|---|---|
| 肌掛布団 | 145×195 | ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ綿100％　0.7kg　側地　T/C　65/35 |
| タオルケット | 140×190 | ｼﾞｬｶﾞｰﾄﾞ織　ｽﾚﾝ染　300匁 |
| ベッドパッド | 100×200 | ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ綿　100％　0.9kg　側地　T/C　65/35 |
| 枕 | 32×　44 | 中材　：活性炭ｴﾗｽﾄﾊﾟｲﾌﾟ　1.0kg　　中側地：ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ100％（ﾒｯｼｭ）　外側地：綿100％（ﾌｧｽﾅｰ付） |
| シーツ | 180×290 | 綿60％以上　ﾌﾗｯﾄｼｰﾂ |
| 肌掛包布 | 150×210 | 綿60％以上　全覆　中央開型 |
| 枕カバー | 50×　70 | 綿60％以上　全覆　封筒型 |

6　その他

6-1　社団法人日本病院寝具協会又は個別の業者等による代行保証を確保すること。

6-2　感染症病床において寝具を使用したときは、その都度協議し、必要に応じて当院が当該寝具を別途買い取るものとする。

# 洗濯業務委託仕様書

１　白衣・タオル等洗濯業務

（１）業務内容

医師・看護師・技師等の白衣、防水シーツ・カバー類及びタオル類を自社工場に持ち帰り洗濯を行う。

（２）取扱う品目、数量及び回収・納品の期限

「別紙１」のとおり。

（３）洗濯方法

平成５年２月15日付指第14号厚生省健康政策局指導課長通知「病院、診療所等の業務委託について」に定める衛生基準に従い適正に行うこと。

（４）その他

洗濯品の小修理は無料で行うこと。

２　院内洗濯及び洗濯物受払業務

（１）業務内容

手術衣・検査衣等を院内の洗濯機・乾燥機を使用して洗濯・乾燥を行うとともに各所属へ運搬を行う。また、入院患者の寝具類の受払、本委託契約の医師・看護師・技師等の白衣、防水シーツ・カバー類及びタオルの受払を行う。

（２）作業人員

業務に必要な職員を常駐させ、仕様書に定める業務を行うこと。

（３）回収・納品

院内洗濯品は、午前10時までに依頼のあったものについては、原則として当日の午後４時までに、それ以外のものについては翌日までに指定の場所へ運搬・納品を行うこと。なお、休日の場合は、当該日の翌日に納品すること。

（４）規格・数量

「別紙２」のとおり（概ね２人役）。

（５）洗濯方法

平成５年２月15日付指第14号厚生省健康政策局指導課長通知「病院、診療所等の業務委託について」に定める衛生基準に準じて適正に行うこと。

（６）その他

「別紙３」のとおり院内洗濯業務に係る洗濯室・リネン室及び控室として、契約期間中施設内の一部及び 洗濯機・乾燥機を使用することが出来る。

電気・水道代金、室料及び洗剤等は本院が提供するものとする。

また、洗濯品の小修理は無料で行うこと。

３　その他

入院患者の私物に係る洗濯については、当院と協議の上、対応すること。

別紙１

# 診察衣等洗濯業務委託に係る年間予定数量

| 品　　目 | 回収 | 納品 | 年間洗濯予定枚数 |
|---|---|---|---|
| 診察衣 | 週２回 | 回収日から３日後 | 8,500枚 |
| 看護衣 | 週２回 | 回収日から３日後 | 300枚 |
| トレーパン | 週２回 | 回収日から３日後 | 3,000枚 |
| 調理帽子 | 週２回 | 回収日から３日後 | 300枚 |
| 防水シーツ | 土曜日、日曜日及び祝日以外の日において毎日 | 洗濯完了後 | 34,000枚 |
| 診察台カバー | 土曜日、日曜日及び祝日以外の日において毎日 | 洗濯完了後 | 2,000枚 |
| 包布 | 土曜日、日曜日及び祝日以外の日において毎日 | 洗濯完了後 | 400枚 |
| シーツ | 土曜日、日曜日及び祝日以外の日において毎日 | 洗濯完了後 | 1,300枚 |
| 枕カバー | 土曜日、日曜日及び祝日以外の日において毎日 | 洗濯完了後 | 3,000枚 |
| タオル | 土曜日、日曜日及び祝日以外の日において毎日 | 回収日から３日後 | 20,000枚 |
| バスタオル | 土曜日、日曜日及び祝日以外の日において毎日 | 回収日から３日後 | 11,000枚 |
| 手術衣（上） | 随時 | 回収日から３日後 | 10,000枚 |
| 手術衣（下） | 随時 | 回収日から３日後 | 10,000枚 |
| 手術衣（ガウン） | 随時 | 回収日から３日後 | 400枚 |

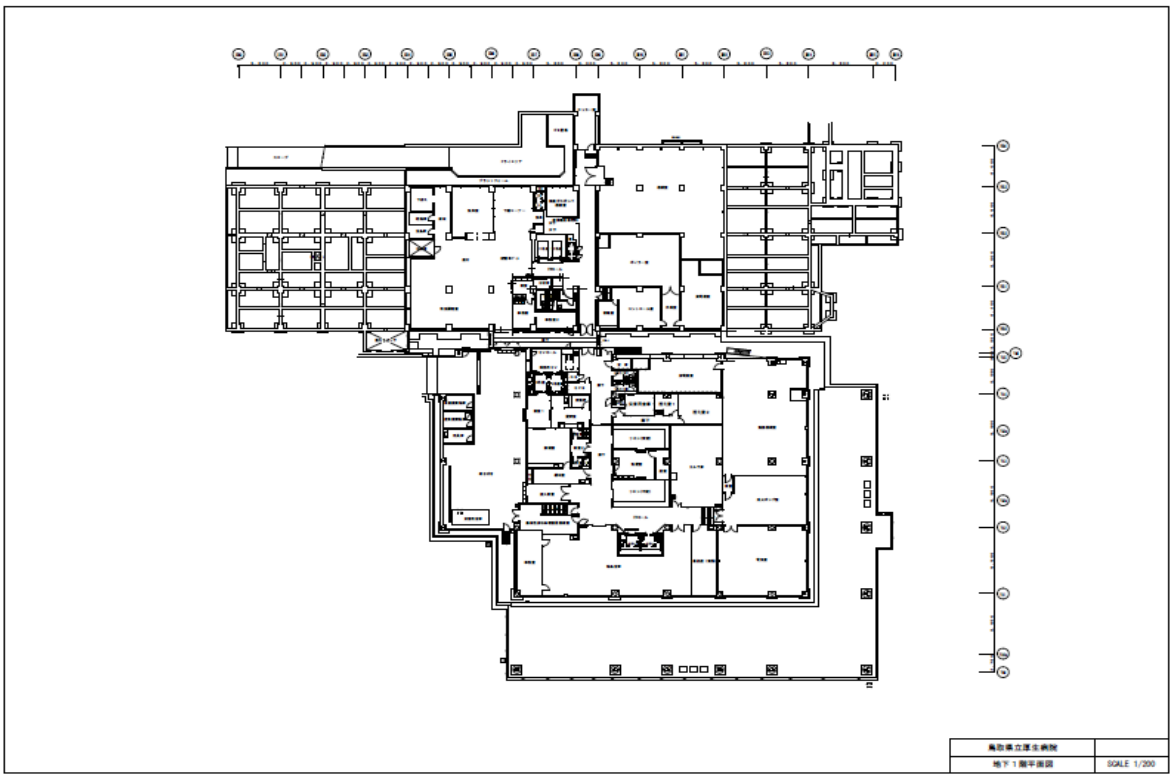
※手術衣については基本的には院内での洗濯業務委託とするが院内洗濯物の業務量を勘案して協議により、自社工場に持ち帰り洗濯業務を行うこととする。

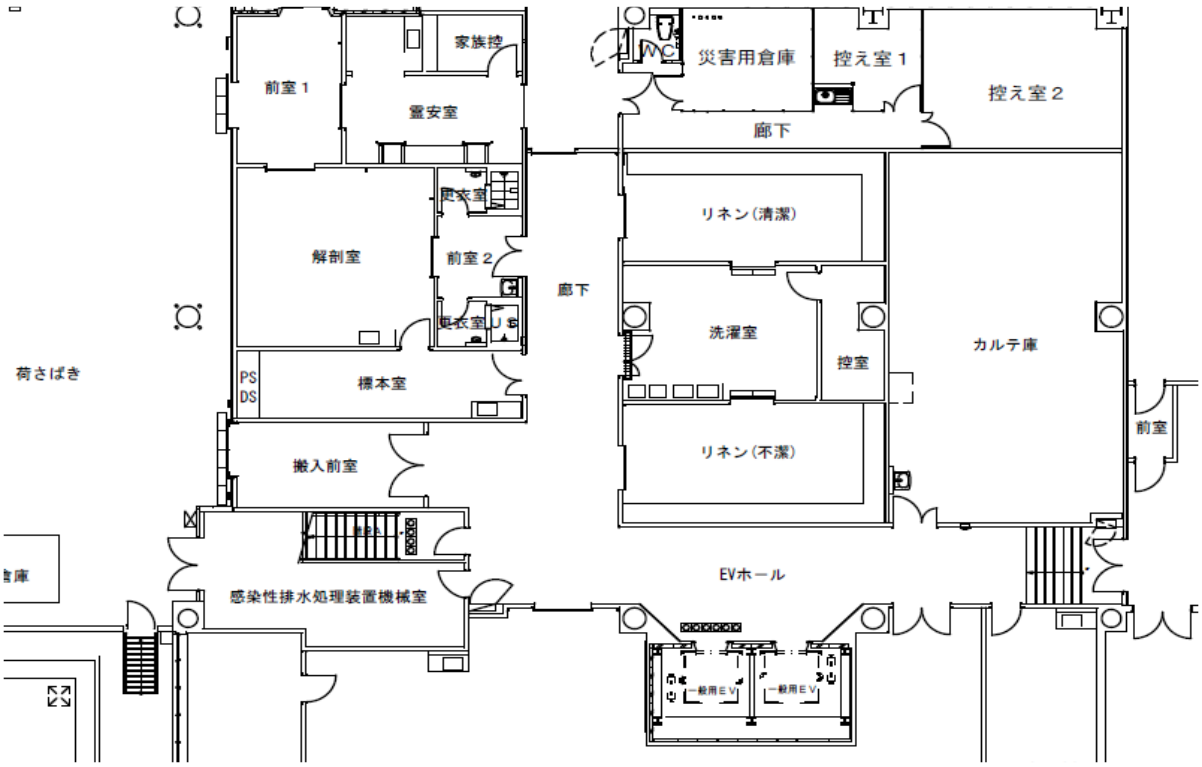
別紙２

# 院内洗濯委託及び洗濯物受払業務

年間洗濯予定数

| 品　　目 | 数　　量 | 備　考 |
|---|---|---|
| シーツ（袋型、防水、ハイパー） | 10,000枚 | |
| 検査着（上、下） | 20,000枚 | |
| 靴下（片足） | 20,000枚 | |
| 手袋（片手） | 2,000枚 | |
| バスタオル | 5,000枚 | |
| フェイスタオル | 5,000枚 | |
| バスマット | 6,000枚 | |
| タオルケット | 4,000枚 | |
| 毛布（電気） | 3,000枚 | |
| 肌布団 | 300枚 | |
| 小物（その他） | 1,000枚 | |
| 診察台カバー | 200枚 | |
| 抑制帯（小児用） | 500枚 | |
| ベビーコット | 200枚 | |
| カーテン | 100枚 | |
| ケープ | 1,500枚 | |
| 袋 | 1,500枚 | |
| ガウン（病衣） | 500枚 | |
| 肌着 | 3,000枚 | |
| マット（小児） | 300枚 | |
| ミトン | 1,000枚 | |
| クッションカバー | 4,000枚 | |
| 各種カバー | 2,000枚 | |
| 産後ケア | 300枚 | |
| おくるみ | 500枚 | |
| 包帯 | 1,000枚 | |
| NSTベルト（安全、トコちゃん、腹帯） | 1,000枚 | |
| 病衣（上下） | 1,000枚 | |
| エプロン | 100枚 | |
| シーネ | 100枚 | |
| 枕 | 100枚 | |
| ベッドパッド | 100枚 | |
| 座布団 | 100枚 | |
| プレパンツ | 100枚 | |
| その他 | 500枚 | |
| 計 | 96,000枚 | |


地下１階平面図
SCALE 1/200


家族控
前室１
霊安室
災害用倉庫
控え室１
控え室２
廊下
更衣室
リネン（清潔）
解剖室
前室２
廊下
更衣室
洗濯室
控室
カルテ庫
荷さばき
PS
DS
標本室
前室
搬入前室
リネン（不潔）
感染性排水処理装置機械室
EVホール
一般用ＥＶ
一般用ＥＶ

# 当直室寝具交換等業務委託仕様書

１　業務内容
（１）当直室寝具交換
使用済みのシーツ、包布、枕カバー（以下「シーツ等という。」）を洗濯済の シーツ等に交換する。

（２）当直室寝具受払
上記（１）により交換したシーツ等を洗濯室に持ち帰り、洗濯済のシーツ等を当直室の当院指定場所に運搬・納品する。

２　交換・受払の回数
（１）当直室寝具交換　週５日以上で当院が指定する日の午前11時頃

（２）当直室寝具受払　１週間に１回ずつ

３　請求の単位
（１）当直室寝具交換
１室単位とする。

（２）当直室寝具受払
１日単位とする。